

社会福祉法人豊田みのり福祉会役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬、費用弁償
規程

(平成13.7.30規程第13号)

施行 平成13.7.30

改正 平成14.2.14規程第38号 平成27.6.30報告第2号

平成29.6.23規程第4号 平成30.3.26規程代8号

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人豊田みのり福祉会(以下「福祉会」という。)の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬、費用弁償等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、福祉会の定款で定めた理事及び監事の職をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬は支給しない。

2 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、次に掲げる場合に、役員・評議員選任・解任委員は日額9,000円を、評議員は日額8,000円の報酬を支給する。ただし、医師、公認会計士、大学教授にあつては、理事長が特に必要と認めた場合は、13,000円以内の範囲において報酬を支給することができる。

(1) 福祉会の必要とする会議等に出席したとき。

(2) 福祉会を代表して会議等に出席したとき。

3 1日に2以上の会議等に出席したときは、先の会議等において支給するものとする。

4 会議等に出席し、会議を主催する団体等から報酬が支払われる場合は、前2項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(費用弁償等の支給)

第4条 役員及び評議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、施設長の理事にあつては、この限りでない。

2 前項の規定により支給する額は、別表のとおりとする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法は、福祉会職員の例による。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年7月30日から施行し、平成13年7月11日から適用する。

附 則(平成14.2.14規程第38号) 附 則(平成27.6.30報告第2号)

この規程は、平成14年3月1日から施行する。この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29.6.27規程第4号) 附 則(平成30.3.26規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）	旅 費
1,500円	15,000円	3,000円	職員旅費規程を準拠して算出